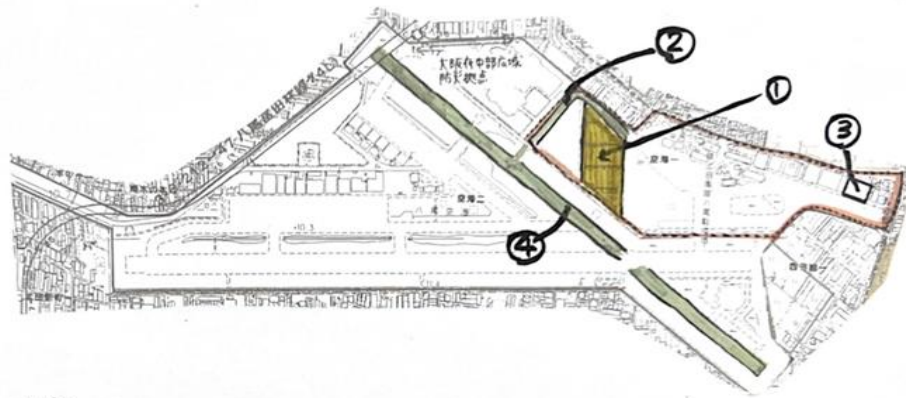


八尾飛行場・自衛隊駐屯地



注釈. → 自衛隊駐屯地

- ① ひし形農地 ③ 格納庫のたてがえ
② 誘導路 ④ B滑走路

現在、ひし形農地（飛行場図①）を取り囲むように自衛隊の駐屯地があります。この土地は、17人の地権者と八尾市が所有しています。この土地を買収したいと、自衛隊から八尾市に依頼があり、八尾市は「すべての地権者が応じたら協議する」と回答しました。

八尾飛行場と自衛隊駐屯地が一体!?

この土地を自衛隊が所有すると現在の活用面積が拡張します。八尾飛行場のB滑走路（飛行場図④）につながる誘導路（飛行場図②）を活用すれば、自衛隊駐屯地と八尾飛行場が一体となります。同時に現在倉庫として使われてきた格納庫（飛行場図③）を取りつぶし、現在よりも面積の大きい格納庫を建設しています。

令和5年6月議会では「自衛隊が土地を買収したなら大規模災害時の活動拠点として全国から飛来するヘリコプターの駐機場等として、平時には基礎的、基本的な訓練場所やヘリコプターの駐機場等としての活用を想定」と

八尾市は土地売却の協議先にありきではなく

具体的内容の説明を 自衛隊に求めよ

答弁がありました。

爆撃を想定して 市役所で図上訓練

しかし現在、政府は敵基地攻撃能力を保有しアメリカの対中国戦略の最前線の戦場として沖縄南西諸島を想定しており、全国では大型弾薬庫増設や自衛隊の強化が行われ、オスプレイの配備も進んでいます。この間、八尾空港など注視区域（※①）に指定され監視の対象となり、国民保護計画（※②）のもと八尾東部に弾道ミサイルの爆撃を想定した図上訓練も行われています。

自衛隊による土地の買収は、大規模災害を口実とした基地拡張・増配備が目的であり、オスプレイの配備や訓練・中継地などの想定も危惧され、軍事的標的にもなる可能性があります。

※①土地利用規制法の注視区とは

土地利用規制法とは、米軍や自衛隊基地周辺、国境の離島など周辺 1000m の土地利用を規制し住民を監視の対象にします。現在 28 都道府県 186 ヶ所指定されています。周辺住民を政府が監視をし、憲法が保障するプライバシーを守る権利や財産権、思想信条の自由など侵害をするものです。

基地の拡張について 八尾市議会での決議

(S 53・54)

過去、八尾市と八尾市議会は、自衛隊の基地拡張に伴う土地の売却について、事前協議もせず強引に押し進める防衛庁に対して議会の決議を挙げるなど抗議しました（※③裏面）。

八尾市は土地の売却の協議先にありきではなく、まず自衛隊の基

自衛隊の土地買収は 基地拡張・増配備が目的!?

※② 国民保護計画

八尾市では国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）に基づいて平成 19 年 1 月に八尾市国民保護計画を策定。昨年 11 月には八尾市役所内で「八尾市東部に弾道ミサイルが落下」と想定して、情報収集や初動の対応など図上による訓練が実施されている。

地拡張・増配備についての具体的な内容を自衛隊に求め、市民に公開するべきです。

日本共産党は市民の命と安全を守るために「戦争の準備ではなく、平和の準備を」と具体的な外交戦略を提案しています。

第 66 回八尾地区メーデー



柏原市議団と共に八尾市会議員団。
(右から) おち・田中・橋本・江村
の各議員=1 日、八尾市買物公園

日本共産党
八尾市会議員団

ニュース

八尾市本町 1-1-1
八尾市役所内
Tel 991-3881 (2796-2797)
2025 年 5 月号 NO. 339
E-mail yao.com@siren.ocn.ne.jp

戦争の準備ではなく
平和の準備を

※ ③

八尾市議会 は 自衛隊駐屯地の拡張問題に関して、昭和 53 年 12 月、昭和 54 年 9 月の 2 度にわたり全会派一致の決議を採択しています。

決議案第 8 号
陸上自衛隊八尾駐とん地の拡張計画に関する要望決議

陸上自衛隊八尾駐とん地の拡張計画に関し、要望するについて別紙のとおり決議するものとする。
昭和 53 年 12 月 12 日提出

陸上自衛隊駐とん地の拡張計画に関する要望決議（案）

本市に所在する八尾空港は、大阪都市圏における唯一の第 2 種空港として民間飛行に利用されるとともに、陸上自衛隊及び大阪府警察が駐とん、駐在するなど多種多様に使用されている。

しかし、95.8 ヘクタールに及ぶ同空港の存在は、本市の都市計画上大きな阻害要因となり、また騒音公害など、市民にとって不利益問題を多く生じているため、空港移転、基地撤廃による跡地開放を求める市民要望が高まっている。

したがって、本市総合基本計画においても、これらの不利益が解消されない限り国に同空港の移転を求めることとし、当面の対策として、河内地下道以西の空港施設の縮小整備を運輸省に要請し、その計画策定について目下、大阪府もまじえ 3 者で協議を重ねているところである。

ところが防衛庁は、このような空港縮小整備に関する協議の経過を熟知しながら、しかも、基地拡張については本市と事前協議するとの確約を無視して、本市に何らの連絡もなく拡張計画を立て、内密に民有地買収を進めている事実が、このほど明らかになった。今回の防衛庁の行為は、過去の経緯に照らして、本市との信頼関係をふみにじる極めて遺憾なものと言わざるを得ない。

よって、本市議会は、防衛庁が八尾空港縮小整備に関する協議の経過を尊重し、今回の陸上自衛隊駐とん地の拡張計画については、本市当局の申し入れの趣旨にのっとり、誠意をもって措置されるよう要望するものである。

以上決議する。
昭和 53 年 12 月 12 日

大阪府八尾市議会

決議案第 2 号
陸上自衛隊駐とん地拡張計画の処理に関し防衛庁に抗議し、再考を強く求める決議の件

陸上自衛隊八尾駐とん地拡張計画の処理に関し防衛庁に抗議し、再考を強く求めるについて、別紙のとおり決議するものとする
昭和 54 年 9 月 30 日提出

陸上自衛隊駐とん地拡張計画の処理に関し防衛庁に抗議し、再考を強く求める決議

本市議会は、昭和 53 年 12 月定例会において、陸上自衛隊八尾駐とん地の拡張計画について、防衛庁が八尾空港縮小整備に関する協議の経過を尊重し、本市当局の申し入れの趣旨にのっとり、誠意をもって措置することを要望する決議を全会一致で可決した。

以来、この決議の趣旨にそって、関係当局間で誠意ある協議が進められるものと期待して事態の推移を見守ってきたところである。

しかしながら、防衛庁は本市当局との協議がいまだに整わないにもかかわらず、当該用地の買収交渉に着手し、本園 9 月 22 日に本市議会全会派が挙げて行った「八尾空港問題の総合的な解決を図るために、速やかに運輸省並びに本市当局との三者協議に臨まれない」という強い要請をも無視して、買収手続きを強行された。

このような防衛庁の一連の行為は、行政機関相互の信頼関係を無視し、上記の本市議会の決議の趣旨をふみにじる極めて不当なものと言わざるを得ない。

よって、本市議会は、陸上自衛隊駐とん地拡張計画の処理に関し防衛庁に対し抗議するとともに、再考を強く求めるものである。

以上、決議する。

昭和 54 年 9 月 30 日

大阪府八尾市議会